

幌延町結婚新生活支援補助金の概要

幌延町では、移住・定住対策及び少子化対策の強化のため、令和6年1月1日以降に婚姻した夫婦ともに39歳以下の世帯で、夫婦の双方又は一方が、婚姻届提出日以前1年以上幌延町に住所を有し、対象となる住居が幌延町内にある世帯に対して、住居費や引越費用の一部について30万円を上限に助成します。

ただし、前年の夫婦合算所得が500万円以上の世帯（結婚により離職し、申請時に無職の場合は、所得を合算しません。）や幌延町町税等に滞納がある方は助成対象から除きます。

補助対象費用

- 新規の住宅取得費用
- 新規の住宅賃貸費用 【賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料】
 - ・ 勤務先から支給されている住宅手当分は補助対象外
 - ・ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象等家賃補助などが手当されている部分は補助対象外
- 婚姻に伴う引越費用
 - ・ 引越し業者又は運送業者への支払いその他引越しに係る実費に限る

補助金の額

- 補助金額は、住居費及び引越費用の合算額
- 補助金は、1世帯あたり30万円を上限
(1,000円未満の端数は、切り捨て)
- 補助を行う期間は、補助開始月から12月を限度
- 補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助対象期間

☆その他

虚偽の申請により助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、その決定を取り消し、それまでの助成金の額の全部又は一部を返還させることがあります。

問い合わせ先 幌延町保健福祉課社会福祉係
・電話番号 5-1113 (告知端末5-8813)